第５章　子ども･子育て支援事業の見込みと確保方策

第１節　教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

「提供区域」とは、教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、松原市内の地域特性（人口や施設の分布、保護者や児童の生活圏など）に応じて過不足無く提供できるよう、一定の区域を設定するもので、需要と供給のバランスがとれているかを判断する単位となるものです。

本市では、市全域を１圏域として教育・保育提供区域を設定し、需要分析を行い、妥当性をみていくものとします。

第２節　児童人口の推計

計画期間（令和２年度～令和６年度）各年度における年齢別推計児童数を下記に示します。

（就学前児童）

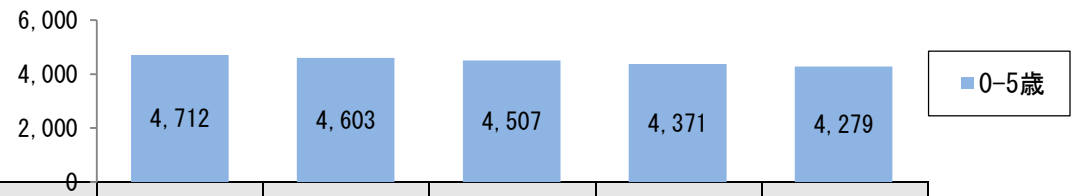

（単位：人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
０歳	715	694	675	653	633
１歳	762	743	722	701	679
２歳	756	767	748	726	705
３歳	823	760	771	752	730
４歳	812	828	764	776	757
５歳	844	811	827	763	775
合計	4,712	4,603	4,507	4,371	4,279

（就学児童）

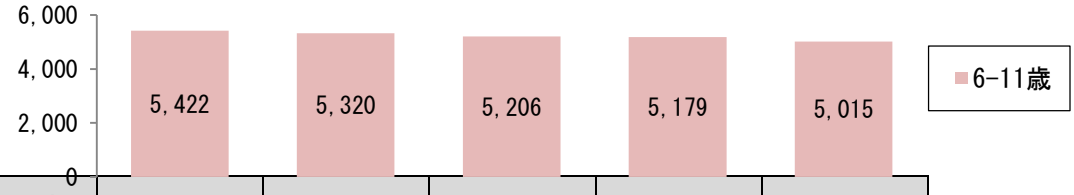

（単位：人）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
６歳	882	844	812	828	763
７歳	869	885	846	815	831
８歳	931	870	886	847	816
９歳	860	932	871	887	848
10 歳	930	860	932	871	887
11 歳	950	929	859	931	870
合計	5,422	5,320	5,206	5,179	5,015

資料：住民基本台帳を元に推計

第３節　幼児教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする幼児教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、３つの認定区分を設定しています。

教育・保育の量の見込みは、これらの認定区分別、年齢別に推計を行いました。

図表　認定区分

区分	年齢	概要	施設の利用
１号認定	３歳～５歳	子どもが満３歳以上で、幼稚園等での「教育」を希望する場合	・幼稚園 ・認定こども園
２号認定		子どもが満３歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園
３号認定	０歳～２歳	子どもが３歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等で保育を希望する場合	・保育所 ・認定こども園 ・小規模保育等 （地域型保育事業）

「子ども・子育て支援のニーズに関するアンケート調査」の結果から、全国共通で教育・保育等のニーズ（量の見込み）を算出するため、国が作成した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に従い、アンケート調査で把握した保護者の就労状況等から「家庭類型」の分類を行った上で、各事業について利用したいとする者の割合等を算出し、これを将来児童数に乗じて、計画期間各年度の量の見込みとしました。

図表　量の見込みの算出手順

計画期間（令和2年度～令和6年度）各年度の年齢別推計児童数

×

保護者の就労状況等から分類した家庭類型（就労希望等も踏まえた潜在的な類型）

×

各事業に対する利用意向率（利用したいとする者の割合等）

幼児期の学校教育・保育に係る確保の内容は、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定します。

計画期間（令和２年度～令和６年度）各年度における量の見込みと確保の内容を次に示します。

（１）認定こども園及び幼稚園

【事業概要】

「幼稚園教育要領」、「認定こども園教育・保育要領」等に基づき、幼児期の学校教育を行います。（満３歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児）

【今後の方向性】

既存の提供量でニーズ量を確保できる見込みです。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査及び実績を参考に人口推移を加味し、令和２年度以降を算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
３～５歳人口	2,590	2,479	2,399	2,362	2,291	2,262
ニーズ量（１号認定）	1,137	1,020	981	964	934	922
ニーズ量（２号認定）		125	127	127	124	123
ニーズ量合計①		1,145	1,108	1,091	1,058	1,045
提供量②	1,089	1,095	1,058	1,041	1,008	995
市外調整③	48	50	50	50	50	50
過不足②＋③－①	0	0	0	0	0	0

（2）認定こども園及び保育所

【事業概要】

「保育所保育指針」、「認定こども園教育・保育要領」等に基づき、日々保護者のもとから通わせて、「保育を必要とする」乳児又は幼児（生後３か月から小学校就学前）を保育します。

【今後の方向性】

年度途中においても待機児童が生じることなく、また定員内保育を達成出来るよう認可保育所及び認定こども園の整備を進めていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

ニーズ調査及び実績を参考に人口推移を加味し、令和２年度以降を算出しています。

＜3～5歳＞

（単位：人）

【松原市全域】		平成 30 年度（現状）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
３～５歳人口		2,590	2,479	2,399	2,362	2,291	2,262
ニーズ量①（２号認定）		1,277	1,274	1,245	1,238	1,212	1,208
提供量②	特定教育・保育施設	1,252	1,252	1,245	1,238	1,212	1,208
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
※過不足②－①		0（△25）	0（△22）	0	0	0	0

※不足分については、弾力化により対応します。

＜1・2歳＞

（単位：人）

【松原市全域】		平成 30 年度（現状）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
１・２歳人口		1,604	1,518	1,510	1,470	1,427	1,384
ニーズ量①（３号認定）		790	788	791	778	762	746
提供量②	特定教育・保育施設	700	700	721	721	721	746
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
※過不足②－①		0（△90）	0 （△88）	0 (△70)	0 （△57）	0 (△41)	0

※不足分については、弾力化により対応します。

<0 歳>

（単位：人）

【松原市全域】		平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳人口		723	715	694	675	653	633
ニーズ量①（3 号認定）		267	263	255	248	240	233
提供量①	特定教育・保育施設	198	198	199	199	199	233
	地域型保育	0	0	0	0	0	0
※過不足②－①		0（△69）	0 (△65)	0 (△56)	0 (△49)	0 (△41)	0

※不足分については、弾力化により対応します。

第４節　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

子ども・子育て支援法第 59 条では、市町村は自ら策定した子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法第１～13 号に掲げられている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされています。

国が作成した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえ、下表の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を算出しました。

図表に示した地域子ども・子育て支援事業について、「手引き」に基づき算出した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

幼児期の学校教育・保育の事業と同様に、確保の状況が量の見込みよりも不足する場合は、整備の内容と実施時期を設定します。

（１）時間外保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【今後の方向性】

時間外保育事業対応時間に保育士の配置をすることで、保育所の実利用定員分の提供が可能であるため、認定こども園や認可保育所での時間外保育を推進します。

【ニーズ量算定の考え方】

２号、３号の保育希望者の見込みに時間外保育の利用率（認定こども園、保育所利用者の内、時間外保育を利用している割合）を乗じて算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
保育利用人口	2,334	2,319	2,286	2,258	2,209	2,182
ニーズ量①	1,182	1,173	1,157	1,143	1,118	1,104
提供量②	1,182	1,173	1,157	1,143	1,118	1,104
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（２）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。本市では、「留守家庭児童会室」という名称で、平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業中にも実施します。

【今後の方向性】

保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるよう、様々な手法や運営主体による児童クラブの運営について検討を進めます。

また、保護者が安心し、かつ、全ての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用しながら、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が一体的に実施できるよう整備を進めていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

保育需要の高まりを加味し、小学１年生の児童数に対する利用率及び利用児童の進級後の平均利用率により算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
就学児童数	5,666	5,422	5,320	5,206	5,179	5,015
ニーズ量①	844	908	893	873	863	836
1 年生	295	292	279	269	274	253
2 年生	194	242	246	235	227	231
3 年生	207	207	196	199	190	184
4 年生	100	86	110	104	105	101
5 年生	34	57	39	50	47	48
6 年生	14	24	23	16	20	19
実施箇所数（確保方策）	27 か所	28 か所	29 か所	29 か所	29 か所	29 か所
提供量②	844	908	893	873	863	836
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（３）子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う養育・保護が可能です。また、夜間のみの対応も可能です。

【今後の方向性】

一時的に養育困難な家庭の支援を行うため、引き続き、供給体制の確保を検討していきます。

【ニーズ量算定の考え方】

過去５年間の利用実績の最大値を用いています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量①	7	41	41	41	41	41
実施箇所数（確保方策）	６か所	６か所	６か所	６か所	６か所	６か所
提供量②	7	41	41	41	41	41
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（４）地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育ての不安感、負担感を解消するため、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【今後の方向性】

既存の施設等を活用しながら子育て支援の場の提供をすることによって、提供の場を確保していきます。

【ニーズ量算定の考え方】

児童数の減少が予測されますが、利用促進により現在の利用組数が推移すると見込んでいます。

（単位：組）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量①	36,887	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000
実施箇所数（確保方策）	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
提供量②	36,887	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（５）一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

【事業概要】

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、保育需要の受け皿になるよう、引き続き充実に努めます。

【ニーズ量算定の考え方】

幼稚園児童数に一時預かりの利用率（幼稚園児の内、一時預かりを利用している割合）を乗じて算出しています。

（単位：人）

<table>
<tr><th>【松原市全域】</th><th>平成 30 年度
（現状）</th><th>令和 2 年度</th><th>令和 3 年度</th><th>令和 4 年度</th><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th></tr>
<tr><td>幼稚園児童数</td><td>1,137</td><td>1,145</td><td>1,108</td><td>1,091</td><td>1,058</td><td>1,045</td></tr>
<tr><td>ニーズ量（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））</td><td rowspan="2">49,956</td><td>13,584</td><td>13,145</td><td>12,944</td><td>12,552</td><td>12,398</td></tr>
<tr><td>ニーズ量
（２号認定による定期的な利用）</td><td>36,727</td><td>35,541</td><td>34,995</td><td>33,937</td><td>33,519</td></tr>
<tr><td>ニーズ量計①</td><td>49,956</td><td>50,311</td><td>48,686</td><td>47,939</td><td>46,489</td><td>45,917</td></tr>
<tr><td>実施箇所数
（確保方策）</td><td>10 か所</td><td>10 か所</td><td>8 か所</td><td>8 か所</td><td>8 か所</td><td>8 か所</td></tr>
<tr><td>提供量②</td><td>49,956</td><td>50,311</td><td>48,686</td><td>47,939</td><td>46,489</td><td>45,917</td></tr>
<tr><td>過不足②－①</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>

（６）一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

また、その他、育児の援助を行う者と受ける者を会員として登録・紹介し、会員の相互援助活動を支援するファミリー・サポート・センター及び夜間のみ預かるトワイライトステイも一時預かり事業として該当します。

【今後の方向性】

引き続き、認可保育所において、供給体制を確保し、併せて現在一時預かりを実施している認可外事業所を含めた保育所に引き続き受け入れをしていくように対応します。

【ニーズ量算定の考え方】

在宅等児童数に一時保育の利用率（在宅等児童数の内、一時預かりを利用している割合）を乗じて算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
在宅等児童数	1,446	1,248	1,209	1,157	1,104	1,052
ニーズ量①（一時預かり）	4,861	4,245	4,116	3,949	3,774	3,608
保育所提供量	4,408	3,806	3,687	3,529	3,367	3,209
ファミリー・サポート・センター提供量	453	434	424	415	402	394
トワイライトステイ提供量	0	5	5	5	5	5
提供量合計②	4,861	4,245	4,116	3,949	3,774	3,608
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（７）病児病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【今後の方向性】

ニーズに対応できるよう、体調不良型については、保育所、認定こども園の全園で実施出来るよう整備していきます。また、医療機関と連携した病後児保育の実施も引き続き行います。

【ニーズ量算定の考え方】

利用実績を基に算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量①	4,879	4,854	4,786	4,729	4,628	4,573
実施箇所数（確保方策）	17	22	23	23	23	23
保育所・認定こども園提供量	4,786	4,754	4,686	4,629	4,528	4,473
医療機関提供量	93	100	100	100	100	100
提供量合計②	4,879	4,854	4,786	4,729	4,628	4,573
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（８）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児のみ）

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校６年生までの子どもを持つ保護者とした事業です。

【今後の方向性】

依頼会員と、援助会員のコーディネート等、支援体制を引き続き充実し、利用を促進していくとともに、継続して援助会員の講習会を実施し、援助会員を増やしていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

利用実績を基に就学児童数の推移から算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
就学児童数	5,666	5,422	5,320	5,206	5,179	5,015
ニーズ量①	473	453	444	434	432	418
提供量②	473	453	444	434	432	418
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（９）利用者支援事業

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【今後の方向性】

子育て支援センターキラキラひろば及び子育て世代包括支援センターにて実施していきます。

【ニーズ量算定の考え方】

平成 31 年度より 2 か所で実施しており、継続していきます。

（単位：か所）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施箇所数（確保方策）	1	2	2	2	2	2

（10）乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。本市では「こんにちは赤ちゃん訪問事業」という名称で実施しています。

【今後の方向性】

全戸訪問については、全数訪問の実施を目指します。特に強い育児不安を持っていたり不適切な養育などを把握した場合には、必要な支援が継続されるよう、関係機関への連絡・調整を図っていきます。

【ニーズ量算定の考え方】

０歳人口の推移から訪問率を 100%として算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳人口	723	715	694	675	653	633
ニーズ量①	750	715	694	675	653	633
提供量②	750	715	694	675	653	633
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（11）養育支援家庭訪問事業

【事業概要】

子育てに対する不安や孤立感などを抱える養育支援が特に必要な家庭を、子育てサポーター、助産師などが訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力の向上を図るため、育児に関する専門的相談支援や、家事・育児などの養育支援を行う事業です。

【今後の方向性】

出産後まもない時期の養育者、疾病などの理由で一時的に家庭での養育が困難となった保護者、あるいは養育困難な家庭、ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、助産師などが家庭訪問し、育児に関する専門的相談支援にあたるとともに、子育てサポーターの派遣により養育者の育児不安を軽減し、児童虐待の未然防止に繋げるなど引き続き支援を行います。また、子育てサポーターの養成にも努めます。

【ニーズ量算定の考え方】

利用実績を元に算出しています。

（単位：回数）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニーズ量①（延べ訪問回数）	431	400	400	400	400	400
提供量②	431	400	400	400	400	400
過不足②－①	0	0	0	0	0	0
実施体制（確保方策）	実施体制：14 人 実施者：子育てサポーター	実施体制：20 人 実施者：子育てサポーター	実施体制：20 人 実施者：子育てサポーター	実施体制：20 人 実施者：子育てサポーター	実施体制：20 人 実施者：子育てサポーター	実施体制：20 人 実施者：子育てサポーター

（12）妊婦健康診査

【事業概要】

胎児の成長や妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査を行うための受診券を交付し、妊婦健康診査の費用を一部助成する事業です。

【今後の方向性】

核家族化や都市化の進展、女性の社会進出の増加に伴い子どもやその親を取り巻く環境が急速に変化していて、子育てに不安を感じる親も増え育児支援の要望も増加しています。

このため、母子健康手帳の交付やマタニティスクール等、早期から母性意識を高め子育てへの十分な準備を整えるよう支援するとともに、妊娠 11 週以内の届出を推進し、妊娠初期から継続した支援を行います。妊娠中の異常の早期発見に努め、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

【ニーズ量算定の考え方】

0 歳人口より妊娠届出数を推計し、全員に受診券を 14 枚配布したとして算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳人口	725	715	694	675	653	633
妊娠届出数	757	744	722	702	679	658
ニーズ量①（受診回数）	9,053 件	10,416 件	10,108 件	9,828 件	9,506 件	9,212 件
提供量②	9,053 件	10,416 件	10,108 件	9,828 件	9,506 件	9,212 件
過不足②－①	0	0	0	0	0	0
実施体制（確保方策）	実施場所：医療機関 検査項目：診察、血液検査等 実施時期：通年					

（13）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている日用品、文房具等の購入に要する費用、令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の利用者の食事の提供に要する費用について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

【今後の方向性】

新制度に移行していない幼稚園利用者の低所得世帯について副食費の補足給付を継続します。

【ニーズ量算定の考え方】

未移行園の幼稚園児数に給付人数割合を乗じて算出しています。

（単位：人）

【松原市全域】	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
幼稚園児数 （未移行園）	600	581	572	555	548
ニーズ量① （延べ給付人数）	1,800	1,740	1,716	1,668	1,644
提供量②	1,800	1,740	1,716	1,668	1,644
過不足②－①	0	0	0	0	0

（14）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【今後の方向性】

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の補助を継続します。

【ニーズ量算定の考え方】

令和２年度より対象施設数が増加することにより対象者数が増加し、以後、推移すると見込んでいます。

（単位：人）

【松原市全域】	平成 30 年度（現状）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
ニーズ量①（延べ対象者数）	4	84	84	84	84	84
提供量②	4	84	84	84	84	84
過不足②－①	0	0	0	0	0	0

（15）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取り組みやネットワーク機関間の連携強化に関する取り組みを支援する事業です。

【今後の方向性】

児童虐待に対しては、早期発見・早期対応を図るために、ネットワーク構成員の専門性の向上や連携強化、医療機関との連携強化を図る取り組みを、府や子ども家庭センターなどとも連携しながら取り組みを進めます。

また、子育て支援事業の充実や子育て等の講習会や研修会などの充実が児童虐待の未然防止につながることから、さらなる充実を図ります。